



<http://himawari.nagoya/> Email:himawarisouzoku@yahoo.co.jp TEL/FAX075-802-0215

令和4年8月

お盆明けでも暑い日が続きますがお変わりありませんか？

コロナ、ウクライナ、台湾ときな臭いこの頃ですが、がんばってこの夏を乗り切りましょう。

さて、相続税調査のなかで問われる「名義預金」について、ご自身の預金が名義預金かどうか、確認してください。

名義預金：亡くなられた方の名義ではないけれど相続財産に含め、相続税の対象になる預金のこと

- * 亡くなられた方のお金を違う名義で預金している。
- * 名義人が預金口座について知らない
- * 亡くなられた方が通帳と印鑑の管理をしていた。
- * 預金が生前贈与されたものでない。

対策として

贈与契約書を交わす

贈与税の申告をする

銀行送金で記録を残す

名義人が預金の管理を行う

子供のため、孫のために預金していませんか？また妻名義にしていたりしていませんか？
税務調査の場面では必ずチェックされます。調査権のある国税局は金融機関を調べます。
全部分かります。農協でも郵便局でもダメです。比較的甘く考えておられるのが、将来被相続人となる「あなた」ではないでしょうか？相続人が困りますので確認しておきましょう。

認知症による預金凍結の防止について

まだ大丈夫だ。とお考えの方々は近い将来必ず訪れる「老い」について考えていただきたいと思います。特に不動産収入があり、借入金返済を続けている方は注意してください。
認知症で預金凍結されると、残高管理ができなくなり、預金の入出金がままなりません。
また、賃貸契約の更新や修繕費の出費についても困難を生じることになります。そのために「家族信託」の利用もありますが、法人化して家賃の入金を会社に移すことで凍結防止を行うこともできます。一部のオーナー様はすでに実践済みです。アパート経営も15年から20年継続されているオーナー様は、特に資産の再評価が必要です。財務内容もアパー

トの建物同様点検の必要があります。特に相続人となられる方に経営の実態を伝えておく必要があります。

(トピックス) 週刊ダイヤモンド 2022. 6. 18

葬儀社 300 社が身売りへ、2020 年死亡者数 137 万人、2040 年のピーク 168 万人まで安定成長の相続ビジネスや葬儀ビジネス。しかしコロナで「通夜、告別式」から、家族葬、通夜ナシ葬、火葬のみの「直葬」へ。コロナで葬儀社大量身売り。コロナ前、家族が亡くなると墓香典返しの営業電話と DM。東京では税理士事務所の DM も。死亡直後と四十九日ころにとどきました。(相続人で話し合う頃)

コロナ無利子無担保「ゼロゼロ融資」の返済開始

しかし業績は上向かず資金繰りに行きつまり。コロナでの支援効果が薄れ企業倒産が増加に転じました。コロナ倒産、6月は前年比 45%増 200 件、3月 205 件に次ぐ高水準。1-6 月計は 1015 件で前年比 32%増となり、倒産件数全体の 3 割強 (日経 2022. 7. 9)

滋賀県信保協会はゼロゼロ融資返済本格化に備え管理が手薄な顧客への訪問開始。ゼロゼロ保証残高は 5 月末 2382 億円。3 割は据え置き期間が 2 年超 3 年以内で 2023 年から返済開始です。(ニッキン 2022. 7. 8)

家族信託の組成に伴う費用については

1 概略の設計

2 組成の意思決定

3 関係する方々への説明とご理解をえる

4 信託契約書作成など「実務」を行う段階

5 信託組成後の継続的なフォロー

コーディネート契約組成で 30 万円 (資産加算あり) 不動産を信託登記の場合は登録免許税など将来の介護費・後見費用と係る費用と資産の保全

相続対策の可能性など勘案して決めるべき。何よりも家族の理解が必要です。

気軽にお問い合わせください。

ひまわり相続相談室 : 075-802-0215 携帯 090-6671-9268 [e-mail : sakaitoshio76@gmail.com](mailto:sakaitoshio76@gmail.com)